

福島県内における「動物愛護」の現状及び課題について

【マイクロチップによる所有明示(個体識別)措置の推進について】



(背景)

令和2年4月に国の「動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための基本的な指針」が改正され、国は、犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップを始めとする所有明示(個体識別)措置の必要性について意識啓発を推進するとしたため、本県においても、令和3年3月に「福島県動物愛護管理推進計画」の見直しを行い、動物の愛護と適正飼養を推進するための具体的な施策の一つとして、所有明示(個体識別)措置の推進を定めたところである。

このような中、動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和4年6月1日から、犬猫の販売業者は取り扱う犬猫へのマイクロチップの装着が義務となり、また、一般の飼い主についても装着が努力義務となったことから、マイクロチップなどの所有明示措置のさらなる推進が必要となっている。

(現状)

令和2年度の福島県内における犬猫の返還頭数は、犬が298頭、猫が15匹で、返還率は、犬が約60%、猫については1%にも満たない状況であった。所有明示が適切になされていれば、もっと多くの犬猫が飼い主の元に戻れたと思われる。

所有明示措置の一つであるマイクロチップの、県内における犬猫の登録数は年々増加しているが(表1参照)、狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数から推定した、マイクロチップの登録率は、全国平均より低い値で推移している(表2参照)。

また、猫については、犬のような登録制度がないため、同様の推定はできないが、近年、全国的に猫の飼養頭数は犬のそれを上回ると推定されているにもかかわらず、福島県における猫のマイクロチップ登録数は、令和元年度において犬の3分の1程度であることから、登録率は犬より低く、一層の普及・啓発が必要だと考える。

(課題)

飼養動物へのマイクロチップの装着を広めるためには、どの様にしたらよいか。

表1 マイクロチップ登録数の推移(福島県、全国)

		H27	H28	H29	H30	R1
福島県	犬	8,442	10,030	11,596	13,318	15,278
	猫	1,778	2,478	2,966	3,501	4,246
	その他	9	9	11	13	15
	合計	10,229	12,517	14,573	16,832	19,539
全国	犬	1,035,938	1,192,032	1,359,971	1,537,494	1,717,079
	猫	248,774	299,376	356,563	425,625	508,236
	その他	4,250	4,475	4,712	5,044	5,943
	合計	1,288,962	1,495,883	1,721,246	1,968,163	2,231,258



(マイクロチップと1円硬貨)

(出典:公益社団法人日本獣医師会資料より)

表2 犬のマイクロチップ登録率(推定)

		H27	H28	H29	H30	R1
福島県	狂犬病予防法に基づく登録数	106,027	104,587	100,632	97,163	95,136
	マイクロチップ登録数	8,442	10,030	11,596	13,318	15,278
	マイクロチップ登録率	8.0%	9.6%	11.5%	13.7%	16.1%
全国	狂犬病予防法に基づく登録数	6,526,897	6,452,279	6,326,082	6,226,615	6,154,316
	マイクロチップ登録数	1,035,938	1,192,032	1,359,971	1,537,494	1,717,079
	マイクロチップ登録率	15.9%	18.5%	21.5%	24.7%	27.9%

(出典:厚生労働省 HP、公益社団法人日本獣医師会資料より)

マイクロチップとは、動物の個体識別等を目的とした、直径2mm、全長11~13mmの円筒形をした電子標識器具であり、一般的に、動物の皮下に埋め込み使用されます。マイクロチップには、チップ毎に固有の15桁の番号が割り振られており、読み取り機でこれを読み取り、番号に紐づけ(登録)された情報と照合することで、所有者等の確認を行うことができます。

① マイクロチップ装着による個体識別には、どのようなメリットがあると考えますか。

② マイクロチップ装着による個体識別には、どのようなデメリット、又は不安な点、問題点があると考えますか。

③ 飼養動物へのマイクロチップの装着を広めるためには、どの様にしたらよいと思いますか。
(自身の御所属等の立場からお答え願います)

④ その他、御意見等あれば記載願います。
